

## 親族以外の者を同一世帯とする住民登録の取扱いの変更について

### 1 概要

住民票は、世帯の居住関係を公証するものであり、親族関係にない者を同一世帯とした場合、居住の実態を把握することが難しいことから、住民基本台帳における住民登録は、親族関係にある者が同住所に居住し、かつ、同一生計である場合、同一世帯としていたが、親族関係にない者が同居する場合について、同住所に居住し、かつ、同一生計である旨本人より申し出があったときは、同一世帯として住民登録することとする。

### 2 理由

昨今、親族関係にない者が同居する場合について、同住所に居住し、かつ、同一生計である場合、同一世帯として認める自治体が増加している状況にある。

区においても、住民の多様な生活、居住形態について社会的に認知が広がっていることを踏まえ、外国人を含む区民の生活、居住の形態に即した世帯の認定を行うこととし、同住所に居住し、かつ、同一生計である旨本人より申し出があった場合、同一世帯として取り扱うこととした。

### 3 実施日

本庁舎1階総合窓口及び南中野・東部・江古田・野方・鷺宮の各地域事務所において、平成30年3月1日取扱い分より実施する。

## 同一世帯の取扱い(新旧対照表)

|        |         | 現行      | 変更後                                     |                        |
|--------|---------|---------|---|------------------------|
| 親族関係 有 | 同住所同一生計 | ○       | ○ 親子、兄弟姉妹以外の親族の場合は、届出書に生計が同じ旨の本人記載を要する。 |                        |
|        | 別生計     | ×       | ×                                       |                        |
| 親族関係 無 | 同性      | 同住所同一生計 | ×                                       | ○ 届出書に生計が同じ旨の本人記載を要する。 |
|        |         | 別生計     | ×                                       | ×                      |
|        | 別性      | 同住所同一生計 | ×                                       | ○ 届出書に生計が同じ旨の本人記載を要する。 |
|        |         | 別生計     | ×                                       | ×                      |

※世帯とは、居住と生計を共にする生活上の単位で、世帯を構成する者のうちで、その世帯を主宰する者を世帯主という。  
 なお、「世帯を主宰する者」とは、主として世帯の生計を維持する者であって、その世帯を代表する者として社会通念上  
 妥当と認められる者である。